『地域ぐるみ雪かきボランティア・コーディネート事業』実施要項

従来、一人暮らしの高齢者や障がいのある方、高齢者世帯等の雪かきは、家族や近隣、町内会等をはじめとする地域コミュニティが助け合って行ってきました。近年では、核家族化・少子高齢化により家族形態が変化し、今までの取り組みだけでは困難な場面も生じてくるようになっています。

そこで、冬期間、積雪による市民生活への影響がある場合に備え、郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、郡山市内の高齢者世帯や障がいのある方の世帯等で、雪かきをすることが困難であり、かつ、他に協力を得られずに日常生活に支障が生じるためにボランティアによる応援が必要な方々と、地域の雪かきのお手伝いをしてくれるボランティアとを結び、誰もが安心して暮らすために、住民同士で支え合うまちをつくっていくこととします。

**雪かきボランティアの窓口開設について**

■雪かきを希望される方（ボランティアの応援がほしい方）

**１．申込期間** 令和2年11月１日～令和3年２月28日まで（ただし、12/29～1/3の期間は除く）

**２．対　　　象** ・郡山市内の高齢者世帯や障がいのある方の世帯等で、雪かきをすることが

困難であり、かつ、他に協力を得られずに日常生活に支障が生じる方

（例：積雪時でも病院への受診が必要な方やその家族）

・その他、上記に準ずる方

**３．申込方法** 郡山市社会福祉協議会ボランティアセンターへ電話、またはFAX、E-mailにて

お申込みください。

■雪かきボランティアに参加したい方（ボランティアの登録）

**１．募集期間**　　 令和2年11月１日～令和3年2月28日まで（ただし、12/29～1/3の期間は除く）

**２．活動期間** 令和2年12月上旬～令和3年３月31日を予定 (積雪の状況により変わる)

**３．登録方法**　　 活動を希望する場合は登録が必要になるため、当協議会のホームページから

　　　　　　　　　　　申込書をダウンロードするか、当協議会ボランティアセンターへ問い合わせる

登録条件：高校生以上で「雪かき」のできる方

※高校生は、活動に参加することについて、保護者の同意が必要

※万一に備えて、ボランティア活動保険に加入する　（自己負担）

**４．作業内容** 玄関付近など日常生活に支障を来たす範囲の雪かき　※屋根の雪下ろしは除く

**５．持ち物**　　　雪かきに適した服装、スコップ、帽子、手袋、タオル、着替え、昼食等

**６．その他****（1）**天候が回復しないときは、活動を見合わせることとします。

　　　　　　　　　　　**（2）**新型コロナウイルス感染予防対策のうえ実施します。

　雪かきボランティアに関する窓口開設期間

11月1日　　　　　12月1日　　　　　１月1日　　　　　2月１日　　　　　3月1日　　　　　3月31日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
| 雪かきボランティアの事前登録雪かきボランティアに関する相談受付・利用申込期間 |  | 雪かきボランティアの活動期間 |   |  |